

山梨県病院協会学術研究等事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、県民の保健衛生の向上に寄与するため、社団法人山梨県病院協会（以下「県病院協会」という。）が実施する学術研究事業等に対し、補助金を交付するものとし、その補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の対象)

第2条 この補助金の交付対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 学術研究会の開催
- (2) 研修講座の開催
- (3) 県民の健康維持を目的とした事業の実施
- (4) 研究論文集等の発行

(補助金の交付額)

第3条 この補助金は、別表第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、別表第4欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。なお、実支出額の合計額が補助基準額より少ない場合に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 県病院協会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に当該年度の収入支出予算書を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付条件)

第5条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次のとおりとする。

- 1 県病院協会は、補助事業に要する経費の配分に増減が生じる場合又は事業目的に著しく影響を与える補助事業の内容の変更を要する場合には、事前に知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金の額を変更せず、かつ補助対象経費の変更が、補助事業の各経費相互間におけるいずれか低い額の20%以内の場合はこの限りでない。
- 2 県病院協会は、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

3 県病院協会は、補助事業が予定の期間内に完了する見込のない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の計画変更、中止、廃止承認申請書の様式)

第6条 県病院協会は、第5条の規定により当該事業を変更(中止・廃止)しようとする場合は、事業内容変更(中止・廃止)承認申請書(第4号様式)によらなければならない。

(補助金の交付方法)

第7条 この補助金は、知事が必要と認めるときは概算払をすることができる。

2 補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書については、補助事業実績報告書(第3号様式)に当該年度の収支決算(見込)書及びその他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

(証拠書類等の整備及び保管)

第9条 県病院協会は、補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該補助事業の収入及び支出について証拠書類を整備し、関係帳簿とともに補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項は知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 この要綱の一部改正は平成18年11月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

別表

1 項目	2 内容	3 対象経費	4 補助基準額
<p>学術研究会の開催</p>	<p>次の内容の研究発表等を行う研究会の開催に要する経費 患者の療養環境の改善 医療安全の確保 感染症等緊急な対応が必要となる疾病 県の保健医療行政の推進にあたり課題とされている疾病</p>	<p>人件費 報償費、旅費、賃金 需用費 消耗品費、印刷製本費、食糧費 役務費 通信運搬費、手数料 委託料 使賃料</p>	<p>2,880 千円</p>
<p>研修講座の開催</p>	<p>次の内容の研修講座の開催に要する経費 患者の療養環境の改善 医療安全の確保 感染症等緊急な対応が必要となる疾病 県の保健医療行政の推進にあたり課題とされている疾病</p>	<p>同上</p>	
<p>県民の健康維持を目的とした事業の実施</p>	<p>次の事業実施に要する経費 健康相談事業 県民を対象とした講演会などの普及啓発事業</p>	<p>同上</p>	
<p>研究論文集等の発行</p>	<p>研究発表の内容等を取りまとめた論文集等の発行に要する経費</p>	<p>同上</p>	